

茨城県下水道協会排水設備主任技術者試験実施規程

(委員会の設置)

第1条 茨城県下水道協会排水設備主任技術者試験及び更新講習等実施要綱第9条第1項の規定により、主任技術者試験に関し試験の公正を期するために、茨城県下水道協会内に排水設備主任技術者試験委員会（以下「試験委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 試験委員会は、試験委員長及び試験委員をもって組織する。

2 試験委員長は、協会長とし、試験委員は副協会長及び幹事のうちから若干名を選出する。

(試験委員会の職務)

第3条 試験委員長は、第4条に規定する事項に関して審査の必要があるときは、速やかに試験委員会を招集し、試験委員会の事務を統括して会議の議長となる。

(審査)

第4条 試験委員会は、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 講習会の実施に関すること。
- (2) 主任技術者試験の問題作成及び試験の実施に関すること。
- (3) 主任技術者の合格又は不合格の決定に関すること。
- (4) その他、必要と認められる事項に関すること。

(通知)

第5条 協会長は、主任技術者試験の合格者に対して、排水設備主任技術者試験合格通知書（別紙様式）により、加入している市町村等の長又は管理者を経由して通知するものとする。

附 則

この規程は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。